

# 令和3年度 第4回 江別市男女共同参画審議会 議事録

日 時：令和4年1月28日（金）9時50分～11時8分

場 所：江別市民会館 21号室

出席委員：10名

小内純子（会長）、尾形良子（副会長）、浦嶋昭三、工藤憲一郎、塩山慎一、  
田中幸恵、早瀬美知子、五十嵐友紀子、大西順子、久保康弘

欠席委員：2名

三浦康之、藤王ゆかり

事務局：5名

生活環境部 金子部長、齊藤次長

市民生活課 大橋参事（市民協働担当）、田中主査（市民協働担当）、佐藤主事

傍聴者：1名

次 第：1 開会

2 議事

（1）江別市男女共同参画基本計画【中間見直し版】の推進状況 令和2年度年次報告（案）について

（2）江別市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）について

3 その他

4 閉会

小内会長	これより第4回江別市男女共同参画審議会を開会します。 早速ですが、次第2の議事に入ります。（1）江別市男女共同参画基本計画中間見直し版の推進状況令和2年度年次報告案について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局（田中主査）	江別市男女共同参画基本計画中間見直し版の推進状況令和2年度についてご説明します。事前に送付しております資料1をご覧ください。 こちらは、男女共同参画基本計画中間見直し版に基づく様々な取り組みの推進状況についての報告書となっています。例年、本審議会でご報告しており、本日ご確認いただいたのち、市のホームページ等で公表する予定です。 それでは、資料に基づき、基本方針及び数値目標を中心に、ご説明いたします。 1ページから5ページまでは計画の概要を記載したものであり、中間見直し以降、基本方針1～4を女性活躍推進計画と位置付けています。内容についての説明は省略

させていただきます。

次に、7ページをご覧ください。基本方針1「男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進」について、世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数などの順位や、男女共同参画に関する認知度、男女の平等感について記載しています。

本文3段落目には、数値目標の指標となっている、男女の平等感に関する意識調査について記載しています。グラフとしては8ページの図2から9ページの図3～5が該当します。

この中で、学校教育に関しては、男女ともに61.1%の方が平等であると答えており、前年度比2.8ポイント減となっていますが、前年度に2.9ポイントあった男女間での意識差が令和2年度では0となっています。

その他の項目については数値目標の達成状況のところで説明いたします。

次に、10ページをご覧ください。基本方針2「政策や方針決定過程への女性の参画拡大と女性の力を活かした政策の推進」に関して、本文2段落目に、審議会等における女性委員の割合について記載しています。

女性委員の登用の割合は、図7にありますように、令和2年度は前年度比0.3ポイント増の28.4%、女性委員が4割以上の審議会等の割合は、図8のとおり、令和2年度は前年度比2.3ポイント増の36.2%となっています。なお、公募委員における女性の人数と比率は表4で示しています。

審議会等につきましては、委員改選時には、市民参加の観点から、市民公募枠の拡大や女性委員の登用につながるよう職員に周知しており、令和2年度の公募委員は、前年度の42人から51人となり、そのうち52.9%の27名は女性であり、女性委員の増員につながっています。

次に、同じ段落で、市職員の女性管理職についても記載しています。図9は、計画策定時の指標となる平成24年と、令和2年の4月1日現在の年令別職員の人数と女性職員の割合を示しています。表5は、平成24年と平成28年から令和2年までの、各階級における男女別の人数と女性登用率の推移を示しています。

表5の一番下の女性の管理職の割合は、前年度比2.7ポイント増の8.5%となっています。平成24年には14%だった女性の係長相当職は、平成29年度に20%を超え、その後、人数、割合はほぼ変わらず、令和2年度は20.4%となっています。

次に、12ページをご覧ください。基本方針3「就労・雇用・起業など働く人たちの男女共同参画の推進」について、1段落目に、いわゆるM字カーブについて記載しています。グラフは13ページ上段の図11になります。

結婚や出産を機に就労が中断することを表しているM字カーブですが、近年ではM字の底がかなり浅くなり、先進諸国で見られる台形へと近づきつつあります。

また、昭和55年では谷となる年齢層が25歳から34歳まででしたが、令和2年度では30代となっており、晩婚化、出産年齢の高齢化が進んでいるものと考えられます。

次に、16ページをご覧ください。基本方針4「子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進」について、図16「男性は仕事、女性は家事・育児という考

え方について」、令和2年度は全体で「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせると21.1%、前年度比4.4ポイントの減となりましたが、いまだ、固定的役割分担意識は残っていることがわかります。

次に、19ページをご覧ください。基本方針5「あらゆる暴力根絶の取組」について、図22「DV・セクハラを受けたが、どこにも、だれにも相談しなかった理由」について掲載しています。

これは、DV等を受けた人が誰にも相談しなかった理由について分析するために掲載しているものですが、前年度と同様、令和2年度も、4の「相談しても無駄だと思ったから」と、6の「自分さえ我慢すれば、何とかなると思ったから」と回答した割合が多くなっています。

なお、7の「相談先がわからなかったから」との回答が、これまでと同様に一定数いることから、DVやセクハラに関する相談窓口について広報誌やホームページでお知らせしています。

次に、20ページをご覧ください。基本方針6「生涯にわたる男女の健康支援」について、3段落目、子宮頸がん及び乳がんの検診受診率が欧米諸国と比べて低いことから、その必要性を広く周知し、早期発見につなげることが重要であると記載しています。

なお、当市におけるそれぞれの受診者数、受診率は図23、24に掲載のとおりです。受診率は毎年減少傾向ではありますが、特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、子宮頸がん、乳がん検診共に前年度から大きく減少しています。

次に、21ページをご覧ください。基本方針7「男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備」について、表10及び図25では、消防団員に占める女性の人数、割合を示しており、ここ最近大きな変化は見られません。

次に、22ページをご覧ください。数値目標についてですが、市が毎年実施している「まちづくり市民アンケート」の結果について、令和5年度までの目標値を掲げています。

別紙 参考資料1-①では、過去5年間の推移について見ることができます。令和2年度は、「家庭生活」において「平等である」との回答が前年度比3.5ポイント減の52.7%、「地域社会」では、前年度比3.5ポイント減の47.6%、「職場」では、前年度比2.3ポイント減の40.0%となっており、全ての項目において昨年度よりも若干下がっていますが、下のグラフを見ると、過去5年間では、緩やかではありますが、全体的に上昇傾向となっています。

男女間の意識の差については、「家庭」では前年度14.6ポイント差から令和2年度9.6ポイント差、「地域社会」では前年度16.4ポイント差から令和2年度9.9ポイント差、「職場」では前年度9ポイント差から令和2年度1.3ポイント差と、男女間での意識の差が縮まってきています。

女性の平等感意識の割合はほとんど変わりませんが、男性の平等感意識が全体的に下がったことで、全体の平等感意識が下がっていることがわかります。今後は、女性の平等感の意識をあげていく取組を考えていく必要があると考えられます。

最後に、23ページ以降につきましては、基本方針ごとの事業の実施状況を取りまとめたものを掲載していますので、ご参照いただければと思います。説明は、以上と

小内会長	<p>なります。</p> <p>ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問などありますでしょうか。</p>
久保委員	<p>まず一点目、これは状況報告というか、新たにとった数値の報告ということですが、平成29年に女性活躍推進法の影響というか、成果というか、効果というか、こういうものが表れているものなのでしょうか。全体を通してなのですが。</p> <p>次に、これは国の法律で、そこに事業主が行動計画を策定するようというのが何か一つ入っていたような。このことがすごく大事なので、働く女性に関する数値も出ていますが、果たしてそれが見えるのかどうか。</p> <p>次に三点目ですが、コロナ禍について、令和2年だから影響していますよね。よくコロナの影響を受けて、特に女性の方、要するに弱者と言っているのかわかりませんが、いわゆるこういう状態では常に調整される立場にあるのであれば、ある種そういう数値なども出てくるのではないかという気はしていましたが、見ていてあまり感じられなかったのですが、そういった新たに色々な事象が起きた時に、今まで取ってきたアンケートに付加するものが、もしかしたらあるのではないかというような気はしていたんです。それで今の質問をしました。以上です。</p>
事務局（大橋参事）	<p>まず一点目、女性活躍推進法により、江別市の女性の活躍に対して効果があったのか、女性に対する影響があったのかということだと思いますが、江別市でも女性活躍推進法に基づき、女性の雇用等に関して、23ページ以降の実施事業一覧の中の30ページ、創業スタートアップ支援事業の中で女性を対象に行っているものもございます。また、28、29ページの江別まちなか仕事プラザ事業の中で、女性を対象としたセミナーや就労支援を行っております。</p> <p>ただ、それによって就業者等は出ていますが、江別市全体でどのようになっているかというのは確認しておりませんので、実際、働く女性が江別の中でどのくらい増えたかというのは、私どもの担当では把握しておりません。もし必要であれば、担当に確認いたします。</p> <p>次に二点目、事業主の行動計画として、女性の活躍といったことを入れるという点ですが、こちらのほうも、実際に事業主がどのような計画を立てているのかというのは、私どもでは把握してないところですので、これも担当に確認させていただきたいと思えます。</p> <p>次に三点目、コロナ禍での女性の就業に対する影響ですが、女性に限らず、就労の点では、生活が困窮している世帯がかなり増えていると聞いています。</p> <p>また、くらしサポートセンターや社会福祉協議会などで、生活相談など生活支援の貸付けの申込みがかなり増えていると聞いていますが、その中で、女性に特化したような案件は、あまりないということは聞いています。</p> <p>ただ、全国的に女性への影響が大きく、江別市にもかなり生活に困っている女性は少なからずいらっしゃると思えますので、そこはできる範囲でサポートはしていきたいと考えております。</p>

<p>小内会長</p>	<p>それと、アンケートに関して、コロナによる影響でどう変わったかという項目を入れたほうが良いのではないかというご意見だと思いますが、このアンケートは、毎年、政策推進課で行っているもので、毎年同じような項目を質問して、どう推移していくかを調べている部分もあるので、新たなアンケートの項目を依頼することも可能ですが、その辺は少し検討させていただきたいと思います。以上です。</p>
<p>大西委員</p>	<p>他の方はいかがでしょうか。</p> <p>数字目標と関連して、学校や職場は比較的縮まっていて、緩やかだけでも比率がかなり上がってきているという話は十分理解できますが、やはり地域社会と家庭生活での男女の平等感の差が、どちらもほぼ1割あるんですね。</p> <p>この辺りをどのように捉えているのか。この部分を特に強化していく必要があるのではないかと考えているので、その辺りについて、何か考えがありましたら教えていただきたいです。</p>
<p>事務局（大橋参事）</p>	<p>地域社会での格差がかなり大きいのですが、自治会の活動といったところがメインになってくると思います。</p> <p>現在、自治会の活動というのは男性の方がかなり多く行って、女性はなかなか入っていけないというのが現実なので、そこを男性と同等に活躍できる機会を考えていく必要があると考えています。</p> <p>26ページにあります。自治会活動支援事業の中で、女性の活躍を支援する取組として女性意見交換会を毎年行っています。その内容の充実をどう図るか、または、自治会の女性役員だけでなく、もっと広く参加者を募るなど、内容を工夫していくことが必要だと考えています。</p> <p>また、家庭生活もまだ男女の平等感の差があるのですが、家庭生活では、男性が家事や育児に積極的に参加できるように、うまく分担ができている家庭やイクメンなどを紹介して、男性の意識改革を促すということも必要ではないかと考えています。</p> <p>職場の平等感は上がってきていますが、まだ40%と低いことから、市内の事業者等へ女性が働きやすい環境整備や、男性の育児休業などの休暇をとりやすい環境等について、他部署と連携して啓発していきたいと考えております。以上です。</p>
<p>小内会長</p>	<p>他に何かご意見やご質問はございますか。</p>
<p>五十嵐委員</p>	<p>まず、審議会等委員の男女割合について、女性、男性、半数近くになってきているはずで、女性の数をそれなりに入れるのも必要だと思いますが、住民の世代割合からいっても、やはり世代でなるべくばらつきがあったほうが良いと思うので、もっと若年層の審議会等への参加というのも、可能であれば取り組んでいただきたいです。</p> <p>それと、基本方針6の男女の健康支援について、子宮頸がん、乳がん検診の受診率がまだまだ低いということで、子宮頸がんの方は2年に1回くらいクーポンが送られてきますが、乳がん検診に関しては、おそらく、特定検診と一緒に40歳以上の女性なのかなと思います。</p>

	<p>乳がんは、若い人の方が死亡率が高いとか、重症化しやすいということを聞いたことがあるので、毎年ではなくても、2年に1回乳がん検診も受けられるようにするとか、特定検診も40歳以上ということなので、私も含め、自営業の方が、やはりがん検診は結構お値段もかかるので、人間ドックを受けられない方、がん検診や必要最低限の検診だけでも、毎年受けられるような助成制度がもう少しあるといいなと私は常々思っていました。以上です。</p>
<p>事務局（大橋参事）</p>	<p>まず一点目、審議会等の委員の女性の人数に限らず、年代のばらつき、あらゆる年代の委員の参加を求めた方が良いのではないかと、参加しやすい環境を作ってほしいというお話ですが、現状としましては、どの審議会等でも、退職された方、平日の昼間に動ける方が中心になっています。</p> <p>ただ、審議会によっては、大学生の方が参加しているところもありますし、子育て中の方も参加できるように、子育て関連の審議会等では、子どもも連れて来ることができるような対策も取っていると聞いています。</p> <p>また、新型コロナウイルスの関係で、なかなか対面で会議ができないということもありましたので、オンラインでの会議の開催などを行って、子育て世帯の女性も参加できるように、あとは審議会の日程等なども調整しながら、あらゆる年代の方に参加してもらえるような工夫が必要であり、今後の検討課題として考えてまいります。</p> <p>次に二点目、女性特有の病気などに係る検診等ですが、やはり個人事業主はなかなか難しいところもあると思いますので、この件に関しては、担当部署である保健センターにも、このような意見があったということをお伝えしたいと思います。以上です。</p>
<p>小内会長</p>	<p>他にご質問ありますでしょうか。</p>
<p>久保委員</p>	<p>この状況報告の初めに、まずLGBT関係の文言が入っていて、なるほど、男女等だけでなく幅広く性を考えていると。</p> <p>そうすると、具体的なことをずっと思っていたんですが、防災とか、災害のところの表記について、男と女っていう区分けだけで記載されているのではないかと考えていて、できれば、例えば基本方針7とか、やはり男女というだけでなく、幅広く捉えるような書き方が必要ではないかという気がします。</p> <p>パートナーシップ制も検討していますので、できればその辺も何か考えていただくとうれしいという気がしましたので、よろしくお願ひします。私の意見として。</p>
<p>事務局（大橋参事）</p>	<p>この推進状況報告は、男女共同参画の中間見直し版、令和5年度までの計画に基づいた結果になっていますので、その点で、LGBT等性的少数者に関する記載がなかったということもありまして、そこまで整理されていませんでした。</p> <p>今後、新たな計画が令和6年度から始まりますので、その中で、男女共同参画の視点に立った防災整備、性的少数者に配慮した整備等、そういう計画の中で考えていきたいと考えております。</p> <p>今の段階では、令和5年度まではこのままでいく予定ですので、今後の参考として承らせていただいてもよろしいでしょうか。</p>

小内会長	<p>気になるところはありますが、今直すことはできないというか、もう過去のことで。例えば6行目では「自治体に対して要請し」と、当時の状況が書かれているので、次からはこういうところも男女だけではなくて「多様な性に配慮して」というような形に変えていくといったことですね。</p>
事務局（大橋参事）	<p>ここの文章は少し足すこともできますので、来年度の説明文章には、性的少数者への配慮もしていく必要があるということを入れていきたいと思います。</p>
久保委員	<p>令和5年までのスパンということで読み取ったものですから、特に防災については、それ以前から課題になっていたと判断していました。</p> <p>それがあったものですから、せめて基本方針7の文言くらいは、若干そのことも加味してもいいのではないかと思って意見したんですが。</p>
小内会長	<p>先ほどの事務局の回答は、次年度に向けてその点を検討するという事だったと思うのですが、そうではなくて、今変えた方がいいということでしょうか。</p>
久保委員	<p>もしかすると、中間報告の在り方について、僕が勘違いしていたのかもしれないですね。</p> <p>これが表に出ていくんですから、見た人が、一体この中間報告というのはどのスパンで物事を見ているのかということになった時に、さっき言ったように、LGBTの関係の内容も十分入るのではないかということです。</p> <p>次の見直しでどうするかということではなく、もうここでいけるのではないかとように捉えていたんですが、ちょっと勘違いしてるのかな、僕の方が。</p>
大西委員	<p>今のことに関連して、私もどこかで書いたんですが、この女性参画の部分にLGBTのことが入ったのは、私が前期委員だった頃の見直しの時だったと思います。本来であれば、その時に関連するものを当然見直しして入ってくる。</p> <p>いや、自分もちょっと責任を感じるべきだったと、今思っているんです。</p> <p>久保委員の言われたことを関連して考えると、方針2に入ったわけだから、当然そこに成文化されたものを、関連するもの、入れられるものは、本当はそこで変えるというか、少し変更したほうがよかったのかもしれないですね。</p> <p>でも、現実的には今そうならないから、私もちょっと確認したいのは、結局のところ、令和5年まで語句の修正はないかどうかなんです。次年度変えていくのかとか、その辺を含めての見直しだと思うんです。</p>
事務局（大橋参事）	<p>この計画自体は、最初に10年間で作ったもので、それを平成30年度に見直しを行い、この中間見直し版として平成31年度、令和元年度から令和5年度までの期間で作ったものです。</p> <p>その見直しの段階で、LGBT等性的少数者については、基本方針1の中で意識づくりの啓発推進の一つとして入れています。これは国の男女共同参画基本計画でも盛</p>

	<p>り込んだことから、市でも見直しの際に盛り込んでいます。</p> <p>ただ、災害の部分に関しましては、国のほうでもそういう視点が入ってなかったこともあり、また、私たちも気付かなかったところはあるんですが、別にあります防災計画の中で、女性や性的少数者に対しての配慮をするようにという計画もありますので、そちらのほうで配慮はしております。</p> <p>したがって、令和5年度までは、この計画はこのままで進めていくものです。</p>
事務局（金子部長）	<p>久保委員が仰ったのは、計画を変えるべきということではなく、この推進状況報告に、そういった記載が途中からでも追記されるべきではないかということだと思います。</p> <p>それは、たとえば基本方針1の記載であったり、基本方針7の記載であったり、そこは毎年状況に応じて変えていくべきものだと考えていますので、次年度の報告の時には、久保委員が仰った趣旨も踏まえながら考えていきたいと思っております。以上です。</p>
小内会長	<p>次年度に向けての課題とさせていただきたいということですね。それでは、この点に関してはよろしいでしょうか。</p> <p>（なし）</p>
小内会長	<p>それでは議事（2）江別市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱案について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（田中主査）	<p>江別市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（案）について説明します。事前に送付しております資料2をご覧ください。</p> <p>前回の第3回審議会で要綱案の草案をお示しし、そこで委員の皆さまからいただいたご意見やご指摘を踏まえ修正を行った修正案を、昨年12月22日付けで委員の皆さまへ送付しました。</p> <p>その後、その修正案についての委員の皆さまからのご意見やご指摘を踏まえ、さらに修正を行い、要綱の原案として整理したものがこちらの資料2になります。</p> <p>続いて、参考資料について説明します。別紙 参考資料2-①は、修正箇所の概要を記載しています。1回目の修正箇所は黒字、2回目の修正箇所は青字で記載しています。</p> <p>次に参考資料2-②は、1回目の修正案に対して委員の皆さまからいただいたご意見と、それに対する市の考え方を一覧にしてまとめたものになります。</p> <p>次に、参考資料2-③は、1回目の修正案として12月に委員の皆さまへ送付したものです。前回の審議会から変更となった箇所は赤字で記載しています。</p> <p>次に、参考資料2-④は、先ほどの参考資料2-②の6番目の市の考え方に記載していますが、手続きに必要なことをまとめた手引き、ガイドとして、こういったものを検討しているということで参考としてお付けしております。</p> <p>そして、参考資料2-⑤は、こちらも参考資料2-②の7番目に記載していますが、パートナーシップ宣誓制度への対応に向けて検討中の行政サービスについて、庁内各</p>



部署に調査を行い、対応可能との回答があったものについて一覧にまとめたものになります。

それでは、要綱案について、前回の第3回審議会から大きく変更となった部分について説明いたします。資料2をご覧ください。

まず、第1条の趣旨について、この要綱が、江別市男女共同参画基本計画に基づくものであることを明記しました。

次に、第3条の第2号住所要件について、双方が江別市に住所を有している又は3か月以内に転入予定であるという部分を、一方が江別市に住所を有している又は転入予定であるということであれば対象とすることとしました。

次に、第7条として、宣誓者と生計を一にする未成年の実子または養子がいる場合、宣誓者の希望により、受領証に子に関する記載をすることができるという項目を追加し、それに伴い、第2号様式として「子に関する届出書」を追加しました。

そして、第14条として、パートナーシップ宣誓制度について、市は市民や事業者への周知啓発に努めることを追加しました。

大きな変更点は以上となります。これ以外にも、語句や表現の変更など、細かい部分での変更はありますが、ここでの説明は割愛させていただきます。

続いて、今後の流れについてもご説明します。本日、この要綱案について審議していただき、この内容で問題ないということで承認をいただければ、2月中旬の生活福祉常任委員会で報告を行ったのち、要綱の制定、制度の運用開始となります。

なお、前回の審議会でもお伝えしておりますが、本日の審議の中で、内容の変更を要する指摘などがあった場合は、さらに修正を行ったのち、小内会長との協議のうえ要綱案を決定していきたいと考えております。

最後に、制度の開始時期としましては、大幅な変更などが特になければ、3月中の開始に向けて進めていく予定です。要綱案の説明は以上です。

小内会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問があればお願いいたします。

大西委員

これは前に出した意見にも書いたんですが、まず第1条の趣旨に関して、「男女共同参画基本計画に基づき」となり、理念という表現ではなくなりましたが、ただ、取組みを進める中で性的マイノリティーの理解に至った経緯というのが当然そこにあったわけで、問題はその先だと思えますよね。

ですから、男女共同参画という枠組みの中で性的マイノリティーの問題を捉えていくというよりは、もっと広い人権という立場で性的マイノリティーの問題を捉えていくことではないかと思っているんです。

ですから、この審議会の経緯そのものをどうこうということではなくて、それは当然の流れだったわけで、そこは尊重しつつ、ただ、先の見通しとしては、人権という括りの中で考えていった方がいいのではないかと考えているんです。

ですから、趣旨のところにある「男女共同参画基本計画」という語句が、私はないほうがいいと思っておりますが、どうしても入れなければならないのかということがまず一点。

<p>事務局（大橋参事）</p>	<p>それと二点目に、第7条の条文ですが、これは審議会の中でいくつか意見が出ていたと思いますが、この7条の条文があることによって、実質パートナーシップ制度プラスファミリーシップ制度にかなり近づいている、内実を持っているものだと、私は捉えたんです。</p> <p>そうであれば、ファミリーシップ制度という部分を前面に出してもいいのではないかと思ったんです。</p> <p>市の出された見解によると、まだ理解が進んでないということを書かれていましたが、どうなのでしょう。私は、その辺りをもう少しPRしてもいいのではないかと。</p> <p>その7条の条文があることによって、単なるパートナーシップ制度にプラスアルファされているということを、どう捉えていけばいいのかと思っているところです。</p> <p>まず、この二点をお願いします。</p> <p>まず第1条の趣旨の中で、「男女共同参画基本計画に基づき」という言葉が必要なのかという点ですが、資料2-②の中でも説明していますが、パートナーシップ制度は、男女共同参画基本計画の基本方針1、重点項目1の主な取組であるLGBT等性的少数者の理解促進の一環として取り組むものであることから、やはりここははっきりと示す必要があると考えています。</p> <p>それと、人権をもっと前面に出したほうがいいのではないかというご意見ですが、もちろん人権は尊重されるべきで、趣旨の中に「誰もが人権を尊重され」という形で人権のことについて記載しております。</p> <p>ただ、市としては、それぞれの部署でそれぞれの人権ということで担当しており、人権として総括した担当部署がない状態ですので、今後それが変わってくる場合もありますが、今の段階では、男女共同参画の中でLGBT等性的少数者の理解促進を図っていくものと考えております。</p> <p>将来的に、男女共同参画ではなく、また別の計画として、性の多様性を認め合う社会、道が進める計画とか、人権についての総括的な計画が策定された場合は、そちらに基づいてパートナーシップ制度を行っていくものと考えております。</p> <p>次に二点目のファミリーシップ制度について、パートナーシップ制度とファミリーシップ制度では何が違うかということをもとめてみました。</p> <p>パートナーシップ制度とは、性的少数者を含むカップルを結婚に相当する関係と認める制度で、市が二人の関係を承認するものです。</p> <p>一方、ファミリーシップ制度とは、パートナーシップだけでなく、子どもや親に対象を広げたもので、パートナーの子どもや親を家族として認めるものと認識しています。</p> <p>江別市で始めるのは、宣誓者二人の関係を認めるパートナーシップであり、子どもの記載は、宣誓をした二人の保護下にある未成年の子どもがいることを示すものです。</p> <p>子どもだけではなく、親や兄弟まで対象を広げたファミリーシップ制度を行っている自治体も出てきておりますが、ファミリーシップ制度に関しては、市民の間でも様々な意見があります。</p> <p>家族として認めるとなると、男女共同参画の審議会だけでなく、関連する部署やほかの審議会などでも時間をかけて十分に議論する必要があると考えています。</p>
------------------	---

	<p>現在、ファミリーシップ制度を導入している自治体は全国で10自治体ほどありますが、ほとんどがまだ開始から1年も経っておらず、どのような状況になっているのかよく分かっていない状態ですので、そういった自治体の動向を注視して、課題などを把握した上で、ファミリーシップ制度への拡充を検討していきたいと、市では考えています。以上です。</p>
<p>大西委員</p>	<p>趣旨はよく分かります。それなら江別市は、なぜ7条にこの記載をしたのか。どういった意図で、いわゆる未成年の子どもの部分だけを加えたのか。</p> <p>先例を作るとか、そういった意味なのか。先のことも見通して、将来的にはファミリーシップ制度への移行を目指しているのかと、ふと思ったので。</p> <p>なぜ今回ここだけを条文として入れたのか、いまいち理解出来なかったの。</p>
<p>事務局（金子部長）</p>	<p>大西委員が言われるように、この記載をしたのは、前回の皆さんの議論を踏まえ、大事な観点で入れさせてもらったと考えています。</p> <p>ファミリーシップという言葉については、1年ほど前に明石市が初めてだと思いますが、参事から申し上げたように、それからおそらく10数自治体になっている状況です。</p> <p>確かに、趣旨としては家族という観点で、今回入れるのは大事なことだと思っていますが、今そのファミリーシップという言葉が出たばかりで、全国的には二つに割れている部分がありまして、性的マイノリティーのための制度としている自治体と、それとは全く別で、事実婚も全て対象にするという自治体があります。おそらく半分くらいに割れていると思います。</p> <p>ですので、今そのファミリーシップ制度をやるという、アピールというか、そういうことも大事だとは思いますが、全国的にファミリーシップ制度というのが自治体によって考え方がまちまちで、性的マイノリティーに寄り添う制度を主体としているか、それとも、多様な家族のあり方を考え方の主体にしているか、分かれています。</p> <p>その中で、ファミリーシップという言葉を使うこと自体、急いで行っていいのかどうか迷う部分があり、考え方としては、性的マイノリティーの方たちの家族を差別から守ろうという考え方はその通りなのですが、もう少しファミリーシップという言葉は時間をかけさせていただきたいという気持ちでおります。</p> <p>大西委員、久保委員からもお話があり、ごもっともだと思っはいますが、その言葉遣いに関しては、もう少し時間をかけさせていただきたいと考えています。</p> <p>また、もう一つの話で、「男女共同参画基本計画に基づき」という第1条の話について、もし、皆さんで議論して、やはりこの言葉は削ったほうがいいのかという結論になるのであれば、削ることを考えてもいいと思いますので、その点についてもご議論をお願いします。</p>
<p>小内会長</p>	<p>第7条に戻りますが、本日欠席している藤王委員からの質問を預かっております。今のお答えで足りていると思うのですが、改めて、子が成人に達した時にその効力を失うのはなぜかという質問ですが、そういうことも含めて、ファミリーシップをどう捉えていくかということは、やはりそこに踏み込むと、今検討しているものが、実際</p>

	<p>に実行されるのがかなり遅れてしまう危険性もあるので、今回そこには踏み込まない形で行うということだと思います。</p> <p>その点は、大西委員はよろしいでしょうか。7条の方はそういう形で。</p>
大西委員	<p>ぜひその方向でいってほしいと思います。</p>
小内会長	<p>はい、確かにそうですね。逆に、この7条が入ったことによって、そういう可能性を担保したような意味もあるのではないかと思いました。</p> <p>次に、第1条の「この要綱は、江別市男女共同参画基本計画に基づき」という部分ですが、私は、要綱を制定する時には、このように何に基づいているのかを明記しなければならないものだと思っていました。確かに、色々考えているうちに、男女共同参画審議会でこの問題を取り上げるのは、ここは男女の問題を取り上げるための審議会なので、非常に座りが悪いというのは、私も少し感じているところではあります。</p> <p>これを取ることが可能だとするならば、第1条はどんな感じになりますか。</p>
事務局（金子部長）	<p>要綱というのは、良くも悪くも、行政内部マニュアルです。どういった根拠に基づいてこの要綱があるのかということを示すのが一般的です。</p> <p>ただ、法律や条例ではないので、市民の皆さんが集まったこの場の総意で、これは男女共同参画基本計画よりも大きな話なのだから削ろうということであれば、柔軟な対応ができると考えており、「この要綱は、性の多様性を認め合い」というように続いていっても駄目ではないと考えています。</p> <p>これは皆さん色々考え方があるとお思いますので、皆さんが一致して、男女にこだわるべきではないということであれば、そういった対応をしていきたいとお思います。</p>
小内会長	<p>ありがとうございます。そういう前向きな回答もいただきましたが、皆さんその点についてはいかがでしょうか。</p>
久保委員	<p>最初、私も違和感を持ったんです。この江別市男女共同参画に。ただ、その後に「人権」という文言が入り込んだものですから、乱暴に言いますと、これを入れたら、もう何に基づくかも関係ないんじゃないか。そう思ったものですから、そういう根拠となっているのなら、それでいいのではないかと勝手に納得しました。</p> <p>男女共同参画云々という意味ではなくても、僕は、「人権」という強烈な言葉が入ったことで、もうこれで江別市は素晴らしいと思ったんです。どちらでもいいみたいな言い方なんですけど、それよりもこの「人権」の文言がすごく強烈だったので。</p>
小内会長	<p>他の委員の方はご意見ありますでしょうか。</p>
工藤委員	<p>私なりの考えをお話ししたいと思いますが、非常に微妙といいますか、どちらにとっても良さそうな感じはするんですけど、ただ、最終的に私の個人的な考え方としては、「男女共同参画基本計画に基づき」という文言は外したほうがよろしいのではないかという感じはします。</p>

	<p>これがおかしいとか、そういう意味ではなくて、ここに「基本計画に基づき」という言葉が入ると、この基本計画がすごくインパクトが強いんです。</p> <p>改めて基本計画を見ましたが、これは最終的には「性的少数者への理解促進に向けた啓発に努めます」という柔らかい言い方なんです。</p> <p>もう少しインパクトの強い「パートナーシップ制度を作る」とか、そういう方向付けを強く言っていれば、要綱でも基本計画に基づくという形で謳ってもよろしいかと思うのですが、基本計画を改めて見た中では、この要綱では基本計画に基づくという文言を外した方が良いのではないかと、個人的にはそのように思います。</p>
小内会長	<p>「この要綱は、性の多様性を」といった方が、スマートな感じはします。インパクトがあるという感じはしますので、もし外すことができるなら外すということで、この委員会としての一致した意見ということによろしいでしょうか。</p>
浦嶋委員	<p>男女共同参画基本計画となると、男女の平等を謳ったことになります。だから、それに基づいてパートナーシップというのともうかと思えますし、これはすごく大きい範囲の中で捉えていることだと思います。</p> <p>もしこれがなくても構わないというのであれば、パートナーシップのことですから、ここではなくてもいいのではないかと私は理解したいです。</p>
小内会長	<p>ありがとうございます。それでは、この審議会で一致して、この部分は省くということでご検討いただくという方向でお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、他のところで何かご意見、ご質問ありませんでしょうか。</p>
大西委員	<p>私は、第14条の周知啓発が入ったことはとても良いことだと思っています。それに関連して要望したいと思います。</p> <p>この前、江別市男女共同参画推進連絡協議会のニュースを目にする機会があったのですが、この中で、市民生活課の方が書かれた文章があって、その中に「パートナーシップ制度を知ろう」という文章がありました。</p> <p>これを読んで、えっと思った箇所があったんです。それは何かというと、パートナーシップの導入で私たちの生活はどう変わるかという文章の中で、結論から言うと、LGBT等以外の人たちにとって、パートナーシップ制度によって生じる変化は何ひとつありませんという記載があるんです。</p> <p>もう少し進んでいくと、要するにこの制度を自治体が認めたとしても、要するに当事者以外の人々には何の影響もないという文章を読んで、えっと思ったんです。</p> <p>それは何かというと、LGBT等の人と、それ以外の人、当事者とそうじゃない人っていう線引きをしている文章だということを感じて、その人たちには良いことだけでも、私たちは何も生活は変わらないのだから影響はないという、私は単純にそういう捉え方をしたんです。</p> <p>それで、えっと思ったのは、そうではなくて、そういう人たちと、どう理解して共生していくかということが大事だと思っているんです。こういう書き方をされると、私はちょっと違うんじゃないかと思ったんです。</p>

	<p>LGBT等の人の話を聞く機会もあったんですが、生きづらさの問題の一番は、やはり周りの理解がなく、なかなかカミングアウトできないとか、隠して生きていかなければならない。そこに生きづらさの原因というか、大きな要因があると思っているので、そこで関係ないみたいな書き方というのは、ちょっと違うんじゃないかなと思ったんです。</p> <p>ですから、これからパンフレット等を作るようですけど、啓発をする時には正しい理解に行き着くような啓発の方法を考えてほしいと。当事者だけの問題ではなくて、私たち皆がどう向き合っていくか、どう理解し合って共に生きていくか、そういう観点に立たないと、それは良くないことだと私は思うので、特に啓発する時には、十分配慮して文章や資料を作ってほしいと要望します。</p>
事務局（大橋参事）	<p>大西委員のご意見はごもっともだと、私も思います。ちょっと配慮が足りない表現の仕方だったかなと反省はしております。</p> <p>ただ、制度を開始することによって、当事者以外の方、何か自分たちに負担が掛かるのではないかという不安を持つ方もいらっしゃると思いますので、その点について、そういう影響は何もないというところを強調し過ぎたところがあったかもしれません。今後、啓発のパンフレットやリーフレットを作る際には、十分注意してまいります。</p>
小内会長	<p>他にご意見やご質問はございますか。</p>
早瀬委員	<p>啓発に関してお話があったのでお話しさせていただきたいんですが、先日、報道で、幼稚園児がすでに性の不一致の部分で悩んで、登校できなくなって、親御さんがとても悩んでいるというのを目にしました。</p> <p>前回、私は小学校の高学年からSOSが届いているというお話をさせていただいたのですが、すでに幼稚園からとても苦しんでいる姿を見たので、啓発の部分についても、低年齢の方も分かって周りに理解してもらわないと、当人の苦しみは減らないと思うので、その部分も考えていただいて、低年齢の方にも分かるようなもの、小学校、中学校、さらには大人の我々が理解しやすいもの。そして、ごく普通に、特別ということではなく、普通に接する、そこが大事ということを知っていただけたら、とても嬉しいことだと思います。これは私の意見というか、お願いです。</p>
小内会長	<p>ありがとうございます。他にご意見、ご質問はないでしょうか。</p> <p>(なし)</p>
小内会長	<p>それでは、要綱案についての議論はこれで終了としたいと思います。先ほど出ました最初の部分の「江別市男女共同参画基本計画に基づき」という部分を除くということ以外は、このまま、お認めいただいたということによろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>

小内会長	<p>それでは、そういう形で最終的な変更があったものについては、事務局と私の方で相談して進めていきたいと思えます。ありがとうございました。</p> <p>では次に、次第3その他について、各委員から何かございますか。</p> <p>(なし)</p>
小内会長	事務局からは何かございますか。
事務局（金子部長）	<p>改めまして、パートナーシップ宣誓制度が、どうやらスタートできるところまで来ました。ありがとうございます。</p> <p>当初は、札幌市にかなり寄せた制度設計での案から始まりましたが、皆さんに本当に熱心に議論していただいて、札幌とも少し違う、進んだといえますか、そういう部分が、江別市オリジナルということで始められることになりそうです。</p> <p>本当に、他人事だと思わず熱心に議論していただいて、色々な意見でいい制度になったと感じています。本当にありがたく思っております。</p> <p>この後について、当然、市長に報告をしますが、その後は、2月に議会報告を行い、3月の広報えべつでお知らせできればと考えておりますので、ぜひ、3月の広報が配られたらご覧いただきたいと思えます。以上です。</p>
小内会長	<p>ありがとうございました。それでは、以上をもちまして第4回男女共同参画審議会を閉会いたします。</p> <p>まん延防止措置も始まり、道路もすごく悪いのに、対面でできるのかと心配したのですが、重要な会議ということで、対面で開催させていただきました。</p> <p>今年度の審議会は、今回が本年度最後になります。来年度も引き続きもう1年任期はありますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本当に、色々真剣に議論していただきまして、どうもありがとうございました。</p>